

令和7年度 社会福祉施設監査 実施結果

※保育所、認定こども園分

実施日	法人・会社名等	事業種別	保育所名	項目	指摘事項	指摘内容・根拠法令	改善状況
令和7年7月17日	(株) かぜの子保育園	地域型 (小規模A)	かぜの子保育園	職員配置の状況	必要な職員の配置	ちゅうりっ組 (2歳児) において、幼児9人に対して必要保育士2人のところ保育士1人の配置の時間帯があったことを確認した。開園時間内のすべての時間帯において、常時、保育児童数に応じた保育士の数の基準を満たすこと。 【根拠】「福島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」第29条	改善済
令和7年10月7日	(社福) 泉福社会	認可保育所	たんぼぼ保育園	職員配置の状況	必要な職員の配置	ゆり組 (1歳児、0歳児) において、1歳児3名、0歳児8人に対して必要保育士4人のところ保育士3人の配置の時間帯があったことを確認した。開園時間内のすべての時間帯において、常時、保育児童数に応じた保育士の数の基準を満たすこと。 【根拠】「福島市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」第36条の3、附則第7条、改正附則第2条	改善済
令和7年11月13日	(株) アイグラン	認可保育所	アイグラン保育園福島大森	福祉サービスの向上のための措置状況	運営委員会	社会福祉法人又は学校法人以外の者が設置する保育所は運営委員会を設置・開催する必要があるが、開催が確認できなかったため、定期的に開催をすること。なお、経営担当役員者に保育サービスの利用者 (これに準ずるものを含む。) 及び実務を担当する幹部職員を含む場合は設置は不要。 【根拠】児発第295号通知「保育所の設置認可等について」第1-3-①	改善済
令和7年11月25日	(社福) わたり福祉会	認可保育所	さくらみなみ保育園	職員配置の状況	必要な職員の配置	監査事前資料で時間帯別保育士配置表が提出された9月2日の保育従事者数について、基準を下回る時間帯があることを確認した。開園時間内のすべての時間帯において、常時、保育児童数に応じた保育士の数の基準を満たすこと。 【根拠】「福島市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」第36条の3、附則第7条	改善済
令和7年12月16日	(社福) 福島福祉施設協会	認可保育所	瀬上保育所	職員配置の状況	必要な職員の配置	監査事前資料で時間帯別保育士配置表が提出された10月3日の保育従事者数について、基準を下回る時間帯があることを確認した。開園時間内のすべての時間帯において、常時、保育児童数に応じた保育士の数の基準を満たすこと。 【根拠】「福島市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」第36条の3、附則第7条	改善済
令和7年12月19日	(社福) ゆかり福祉会	認可保育所	福島ゆかり保育園	職員配置の状況	必要な職員の配置	監査事前資料で時間帯別保育士配置表が提出された9月1日及び9月6日の保育従事者数について、基準を下回る時間帯があることを確認した。開園時間内のすべての時間帯において、常時、保育児童数に応じた保育士の数の基準を満たすこと。 【根拠】「福島市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」第36条の3、附則第7条	改善済